

南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領

(趣旨)

第1条 南知多町建設工事等における指名業者選定において、南知多町指名審査事務取扱規程第6条第2項で定める指名停止等の取り扱いについては、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 南知多町における指名競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 工事等 指名競争入札の対象である建設工事、設計、監理、調査、測量等業務委託及び物件の購入等をいう。
- (3) 指名停止 有資格業者が一定の要件に該当するため、工事等の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。
- (4) 指名見合せ 有資格業者が一定の要件に該当する疑いがあると認められ、工事等の契約の相手方とすることが不相当として、指名の対象から除外する措置をいう。
- (5) 指名停止等 指名停止及び指名見合せをいう。

(指名停止等決定機関)

第3条 指名停止等は、南知多町指名審査会(以下「審査会」という。)において決定する。

(指名停止の要件及び期間)

第4条 有資格業者が、別表第1、同第2及び同第3の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、該当有資格業者に対して別表各号に掲げるところにより、期間を定め指名停止を行う。

2 前項の場合において、指名停止の期間は2年を超えることが出来ない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で指名停止を行う。

3 指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の短期及び長期とする。

2 有資格業者が指名停止期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に別表

各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間については、当該措置要件に掲げる期間の短期及び長期にそれぞれ2分の1を加算した期間とする。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、この場合において第4条第2項に定める期間を超えることができない。

(指名停止期間の変更)

第7条 指名停止期間中の有資格業者について、当該指名停止に係る事案の内容、経過等により特に必要と認められるときは、別表各号及び前条に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第8条 指名停止期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかであると認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名見合せ)

第9条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件に該当する疑いがあると認められる場合において、工事等の契約の相手方として不適当と認められるときは、当該有資格業者について指名見合せを行う。

2 第5条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 指名見合せを行った事案について、当該指名見合せに係る有資格業者の責に帰すべき事由がないと認められるとき、又は措置後、相当の期間を経過したときは、指名見合せを解除する。

4 指名見合せの期間は、当該事案の指名停止期間に通算することができる。

(指名の取消し)

第10条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取消すことができる。

(指名停止等の本人への通知)

第11条 指名停止等、指名停止の期間の変更又は指名停止等の解除を行ったときは、必要に応じて措置の内容を当該有資格業者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第12条 指名停止等の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第13条 契約担当課は、指名停止の期間中の有資格業者が南知多町発注工事の一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(記録)

第14条 指名停止等、指名停止の期間の変更又は指名停止等の解除を行ったときは、そ

の決定内容を書面により記録しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年5月1日から施行する。

南知多町指名停止取扱要領の運用

(第4条関係)

1. 指名停止措置の対象となる事案の把握は、次の各号のいずれかの手段により行う。
 - (1) 当該有資格業者からの書面による届出
 - (2) 公共団体若しくは公共的団体の公表(ホームページでの公表を含む。)又は公共団体若しくは公共的団体からの情報収集
 - (3) 報道機関の報道(南知多町役場で購読している日刊紙等主要報道機関の報道をいう)。
2. 要領別表各号に規定する「逮捕又は公訴を知った日」又は「行政処分を知った日」とは、企画財政課が前項各号のいずれかの手段により、指名停止措置の対象となる事実又は行為を把握した日をいう。

(第5条関係)

1. 共同企業体の構成員に対して指名停止を行うときは、原則として共同企業体の指名停止期間と同一期間を構成員の指名停止期間とする。
2. 共同企業体に対して指名停止を行うときは、原則として構成員の指名停止期間と同一期間を共同企業体の指名停止期間とする。

(第9条関係)

1. 贈賄の場合は、原則として逮捕で見合せを行う。
2. 指名見合せの解除要件のうち「相当期間」とは、原則として当該事案に関する指名停止の期間の短期を経過したときとする。
3. 逮捕により指名見合せを行った場合において、不起訴(起訴猶予を含む)となったときは、原則として「責に帰すべき事由がないと認められるとき」に該当するものとする。

(第10条関係)

1. 指名の取消の対象は、原則として次に掲げる事案とし、契約担当課は、事前に入札辞退を求め、辞退しない者については取消通知を発するものとする。
 - (1) 本町発注の工事等に関し、別表第1の措置要件に該当するとき。
 - (2) 別表第2又は別表第3(3を除く)の措置要件に該当するとき。
2. 指名見合せの場合は、指名停止に準じて入札辞退を求めるものとする。

(第11条関係)

町長は、原則として当該年度又は前年度において指名実績のある有資格業者に対し、書面(別紙様式2号)で通知するものとする。ただし、指名見合せに係る通知は、原則として入札辞退を求める場合に行うものとする。

(その他)

1. 指名停止等の事務は、南知多町指名審査事務取扱規程第7条により企画財政課において処理する。
2. 指名停止等の措置に当り企画財政課長は審査会に対し、指名停止(又は見合せ)決定調書(別紙様式1号)を提出するものとする。

別表様式1号

副町長	総務部長	建設経済部長	厚生部長	教育部長	企画財政課長

指名停止等決定調書

契約業者名		
発注者		
工事名		
工事場所		
事件概要	発生年月日	
	発生場所	
	状況	
判明（起訴）年月日		
起訴事実及び内容		

上記の事件について指名停止等の措置を次のとおり決定する

年 月 日

決定措置	指名
期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
要領適用条項	要領
適 用	

上記確認する

町 長

第 号
年 月 日

様

南知多町長

指名停止について（通知）

このことについて、南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領第11条の規定により、下記のとおり指名停止しましたので通知します。

記

- 1 指名停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

- 2 理 由

別表第1 南知多町において生じた事故等の措置基準

措 置 要 件	期 間	
	町の発注工事等	そ の 他
(粗雑公共工事等) 1. 南知多町における公共工事等の施行に 当り、工事等を粗雑に施行したと認めら れるとき。	1か月以上 6か月以内	1か月以上 3か月以内
(契約違反) 2. 前号に掲げる場合のほか、契約に違反 し、工事等の契約の相手方として不適当 であると認められるとき。	2週間以上 4か月以内	——
(公衆損害事故) 3. 南知多町における工事等の施行に当り、 安全管理の措置が不適切であったため、 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさ せ、又は損害を生じさせたと認められる とき。	1か月以上 6か月以内	1か月以上 3か月以内
(工事等関係者事故) 4. 南知多町における工事等の施行に当り、 安全管理の措置が不適切であったため、 工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生 じさせたと認められるとき。	2週間以上 4か月以内	2週間以上 2か月以内

注：「町」とは、南知多町、知多南部衛生組合及び知多南部消防組合をいう。

(別表第2において同じ)

別表第2 贈賄の措置基準

措置要件	期 間			
	県内発生事案		県外発生事案	
	町の職員に 対する場合	その他 (愛知県及び 他の市町村)	岐阜県・静岡 県・三重県の公 共団体等の職員 に対する場合	その他 (全 国)
1. 有資格者である個人 又は有資格業者の役員 等が、業務に関し贈賄 の容疑で公訴を提起さ れたとき。	4か月以上 12か月以内	2か月以上 6か月以内	2か月以上 6か月以内	2か月以上 5か月以内
2. 有資格業者の使用人 が、業務に関し贈賄の 容疑で公訴を提起さ れたとき。	2か月以上 6か月以内	1か月以上 3か月以内	1か月以上 3か月以内	—

注：「役員等」とは、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。

別表第3 不正行為等の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除勧告を受け応諾したとき、又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。</p> <p>(1) 本町契約に関するもの (2) 本町契約を除く愛知県内におけるもの (3) (2)の区域外のもの</p> <p>(平成18年1月4日独占禁止法改正後は、「排除勧告を受け応諾したとき、又は課徴金納付命令を受けたとき」を「排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき」に読替える。)</p>	<p>当該事実を知った日から ()内は告発の場合</p> <p>6か月 (12か月) 3か月 (6か月) 2か月 (3か月)</p>
<p>(談合)</p> <p>2 有資格業者である個人若しくは法人の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本町契約に関するもの (2) 本町契約を除く愛知県内におけるもの (3) (2)の区域外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月 6か月 3か月</p>
<p>(業務に関する不正又は不誠実)</p> <p>3 県内で発生した建設業法、労働基準法その他関係法令違反で、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2週間以上 4か月以内</p>
<p>(業務以外の不正又は不誠実)</p> <p>4 別表第1および別表第2に掲げる場合のほか、有資格業者である個人若しくは法人の役員等が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上 9か月以内</p>
<p>(その他重大な事案)</p> <p>5 別表第1、別表第2および前各号に掲げる場合のほか重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>審査会で決定</p>

注：「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認むべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。